

ごあいさつ

まだまだ寒さが厳しい毎日ですが、一部では梅も咲きはじめ少しずつ春の足音が近づいてまいりました。皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。早いもので大震災から丸3年を迎えました。皆様のご協力のおかげをもちまして本事業も国の認可を得て大きな一歩を踏み出そうとしています。

事業が本格的に進むということは今まで以上に皆様
が事業と直接向き合う機会が多くなるということでも

あります。土地区画整理審議会の委員の選挙やそれに伴う権利関係の確定など個別に確認や申請等が必要になってまいります。

一方、本事業実施に向け、文字通り骨身を削った他都市からの応援職員が地元に戻るなど担当の係も変化の時を迎えようとしています。

今後もこれまで以上のご協力をよろしくお願い致します。



今日までの動き

◆ 土地区画整理事業の事業計画(設計概要)の認可申請を行いました

今年2月6日に開催された宮城県都市計画審議会にて事業計画への意見書に関する審議を経て、国に対して2月27日付で事業計画(設計の概要)の認可を申請しました。年度内には認可が得られる見込みです。認可後は事業計画決定の公告注(予定では4月1日)をもって事業が正式にスタートします。

土地の権利をお持ちの皆様にご案内をさせていただき、申告していただくこと、等大切な事項があります。

トピック欄にその代表的な事柄と簡単な解説をお示しします。注 [公告は本庁東側入口前掲示場に掲示されます。公告文の写しは一階の市政情報センターで閲覧できます]



トピック

◆ 事業認可後に地権者の皆様にご案内をさせていただきたいことと行なっていただきたいこと(その一)

※ 各項の詳細は適切な時期に改めて市からお知らせします。ご不明の点があれば、事業調整課にお問い合わせください。

事項	内容の説明
◇未登記の権利申告	・登記のない借地権などの所有権以外の権利は本市では調査する方法がありませんので各権利者から申告していただくこととなります。建物所有を目的とする借地権者については、審議会選挙権・被選挙権を有することとなり、土地を使用し又は収益することができる権利については、仮換地についてその部分を指定することとなります。
◇基準地積の更正の申請	・仙台市が実施した測量の成果に基づいて仮換地指定の対象とする従前の土地の地積(基準地積)を決定し、その内容を各土地所有者に通知します。通知を受けた基準地積に異議がある場合には更正を申請していただくこととなります。
◇土地区画整理審議会関連	・土地区画整理審議会とは、地権者(土地所有者と借地権者)の皆様の意見を事業に反映させ、事業が公平・公正に運営されるために設けられる施行者(市)の諮問機関です。審議会の主な役割は、換地計画、仮換地の指定など換地を定める場合の事項について意見を述べ、若しくは同意する権限をもちます。
委員の選挙	・審議会は地権者のうちから選挙により選出された委員と学識経験者で構成されます。
共有名義の地権者の代表者の通知	・共有による土地所有者若しくは建物所有を目的とする共同借地権者から代表者を選任し、市に通知していただきます。選任された代表者は選挙権及び被選挙権を行使することができます。

◆ **事業認可後に地権者の皆様にお知らせいただきたいことと行なっていただきたいこと（その二）**

- 事業認可の公告後の各種制限等について -

※下記のことで相談事などがある方は事業調整課にご連絡ください。

- ▽ 地権者の住所や氏名の変更、売買、相続等による土地、建物等に関する権利の移転をする場合にはご連絡ください。
- ▽ 土地を分筆又は合筆する場合は、法務局への申請の前に仙台市への申請が必要となります。
- ▽ 施行地区内において土地区画整理事業の施行に障害のおそれがある建築行為などの制限がありますのでご注意ください。詳しくは「言葉の事典」欄を参照してください。



お知らせ

◆ **蒲生北部整備係のこれから**

仙台市では発災以来全国から多くの職員を派遣していただき、復興業務を推進してきました。蒲生北部整備係にも、昨年4月からの体制強化に合わせて、東京都、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市から土木や建築の専門職5名の応援職員の方々が派遣され、この一年間、市職員と一体になって業務にあたってきました。復興事業における他都市からの応援職員の派遣は、この3月をもって終了しますが、4月以降も新しい体制により、蒲生北部地区の早期復興に尽力してまいりますのでよろしくお願いいたします。

【事業調整課 応援職員一同より】

昨年4月から蒲生北部地区の担当になり、相談会や電話対応では地名など不慣れなこともあり、皆様にはご不便をおかけしたこともあったかと思いますが、時には遠方からの派遣に対し温かい言葉もいただきながら、無事一年間職務を務めあげることができ、この場をお借りしてお礼申し上げます。

蒲生北部地区では事業認可を目前に控え、また新たな段階を迎えます。私たちも一日も早い蒲生北部地区の復興を願いつつ、元の職場で被災地の現状を伝えるなど、引き続き微力ながらも復興の応援をさせていただければと思っています。

◆ **被災宅地の建物基礎等の撤去作業が進行中です**

前号でお知らせした地区東側での建物基礎等の撤去作業は予定通り2月に着手し、2月末時点ではおよそ3分の1の地区が終了いたしました。4月末の完了を目処に引き続き作業を行ってまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

基礎撤去状況



破砕機による碎石化



言葉の事典 今回は
建築行為の制限

- 【先生】事業が認可されたあと区域内で建築行為をしようとするのと今までの都市計画法53条とは違った制限になります。
- 【学生】それは今までは大分違うのですか？
- 【先生】かなり違う制限です。法53条に替り、新たに土地区画整理法76条になります。この法律は土地区画整理事業の施行の障害となる建築行為等を制限し、事業が円滑に推進されることを目的としているので、次のいずれかに該当する建築行為を行う場合には法令の規定による許可が必要になります。
- ① 土地の形質の変更（掘削、切土、盛土など）
 - ② 建築物の新築、改築又は増築
 - ③ 工作物の新築、改築又は増築
 - ④ 移動が容易でない物件の設置又はた積み
- 【学生】このような建築行為をしようとする許可が必要なのですね？計画がある人はどうするのが良いのですか？
- 【先生】そうですね。所定の書式に則った許可申請を行って市長の許可を得る必要があります。建築行為の予定がある方は事業調整課に相談するのが良いですね。

※ お住まいの住所に変更があった場合下記までお知らせください

仙台市復興事業局 復興まちづくり部 事業調整課 蒲生北部整備係

住所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1 本庁舎 4階

TEL: 022-214-8031 FAX: 022-214-8350 Email: fko002250@city.sendai.jp



コアジサンは蒲生干潟を訪れる野鳥です。校の蒲生野小中野小に紹介されて可愛がられてきました。